

広報あわプレゼント企画実施運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報あわの愛読者の増加を図るとともに、優良な物品等を紹介することで本市の産業の振興を図ることを目的に、広報あわのシリーズ企画として実施する「広報あわアンケート回答者へのプレゼント」(以下「プレゼント企画」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置及び内容等)

第2条 プレゼント企画は、原則として広報あわの紙面で紹介するものとする。

- 2 プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。
- 3 プレゼント企画の掲載は、原則として広報紙1号につき1件とする。
- 4 阿波市有料広告掲載取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)第4条第1項各号に該当しないこと。

(プレゼント物品提供事業者の基準)

第3条 プレゼント企画に使用するプレゼント物品の提供事業者(以下「プレゼント物品提供事業者」という。)は、市内に店舗又は事務所がある事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(プレゼント物品の基準)

第4条 広報あわアンケート回答者への事業者が提供するプレゼント物品は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであること。
- (2) プレゼント物品提供事業者が製造又は販売するものであること。
- (3) 有体物又はサービスの提供(無料券を含む。)であること。
- (4) 図書カード等の金券でないこと。

(プレゼント物品の規格)

第5条 プレゼント物品の規格は、次の各号の全てを満たすものであること。

- (1) プレゼント物品は、総額5,000円(税抜き)相当以上のものであること。
- (2) プレゼント物品は、2名以上10名以内に提供するものとし、当選人数及び金額の内

訳は市と協議の上、決定するものとする。

(3) プレゼント物品は、無償で引換えができるものであること。

(4) プレゼント物品の引換期限は、原則として掲載された広報あわの発行日から起算して3か月を経過した日以後に設けるものとする。ただし、別途事業者と市が協議の上、決定した場合は、この限りではない。

(プレゼント物品の募集)

第6条 プレゼント提供希望者は、「広報あわプレゼント商品提供申込書」を市長に提出するものとする。この場合において、取扱要綱並びにこの基準を遵守しなければならない。

2 プレゼント企画を掲載するプレゼント物品提供事業者は毎号1枠とし、先着順とする。ただし、年度内に掲載がない事業者を優先するものとする。

3 応募後に辞退する場合は、掲載号の発行日の2号前の発行日まで市に申し出るものとする。

(掲載の決定)

第7条 市は、申込書を受理したときは、内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市は、掲載を決定した事業者に対して、原則として掲載号の発行日から起算して1か月以上前に「広報あわプレゼント掲載決定通知書」を交付する。

(原稿の作成)

第8条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市は、前項の校正が終了した後、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼント物品の提供方法)

第9条 プレゼント物品の引換方法は、市が発行する引換券をプレゼント物品の当選者が、プレゼント物品提供事業者の阿波市内の店頭等において引き換えることにより行うものとする。

2 プレゼント物品の当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。

3 引換券には、引換期限を印字するものとする。

4 プレゼント物品提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、プレゼント物品を提供するものとする。

5 前項の規定による提供が直ちにできない場合は、引換券を持参した者の不利益とならないようプレゼント物品提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

- 6 プレゼント物品提供事業者は、プレゼント物品を提供する際に、引換券を持参した者に自社商品の購入、体験等の責務を課してはならない。
- 7 プレゼント物品がチケット又はこれに類するものである場合も、市は、引換券を当選者に発送するものとする。

(掲載の取消し)

第 10 条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、プレゼント物品提供事業者の掲載を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
- (2) プレゼント物品の提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該プレゼント物品提供事業者から掲載辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと認識したとき。

(情報提供及び二次利用)

第 11 条 市は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報(個人情報を除く。)を提供する。

- 2 掲載事業者は、掲載号の広報あわプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、広報あわの改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第 12 条 市は、プレゼント物品提供事業者がプレゼント物品の提供を履行しなかったことにより、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、プレゼント物品提供事業者に損害賠償を請求することができるものとする。

(プレゼント物品提供事業者の責務)

第 13 条 プレゼント物品に関する一切の責任は、プレゼント物品提供事業者が負うものとする。

(その他)

第 14 条 この基準に定めのない事項は、市が決定するものとする。

附 則

この基準は、令和5年5月12日から施行する。